

入 札 説 明 書

メカ式シャーリングマシンの調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
メカ式シャーリングマシン 一式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添「仕様書」のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添「仕様書」のとおり
- (4) 納入期限
令和8年2月27日（金） 別途協議可能
- (5) 納入場所
兵庫県立飾磨工業高等学校 実習棟（4号館）1階 特殊溶接実習室

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として確認された者であること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線 4936））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 入札場所
兵庫県立飾磨工業高等学校 本館2階 第2会議室
電話 079-235-1951（音声応答⑥） FAX 079-235-1952
- (2) 申込期間
令和7年9月26日（金）から10月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書類
ア 「一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書」（以下「申込書」という。）を作成のうえ上記(1)の場所に持参すること。
イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続き中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）の写しを入札参加申込書に添付すること。
- (4) 一般競争入札参加資格の確認
ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年10月7日（火）までに入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

については、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒に、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出を認めない。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立飾磨工業高等学校 本館2階 第2会議室

(2) 日時 令和7年10月10日（金）午前9時30分から

(3) 前出3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と合わせて提出すること。

6 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。

ア 入札事項名は、前出1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。（開札日としないこと。）

ウ 入札者氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

7 仕様書等に関する質問について

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年9月26日（金）から10月7日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時の間に提出すること。

(2) 受付場所

前出3(1)に同じ。

(3) 提出書類

質問書（様式は任意とするが、Excel形式データとそのPDFデータを提出すること。）

(4) 提出方法

メール等により提出すること。（電子メールアドレス Shikamak_hs@pref.hyogo.lg.jp）

(5) 質問の回答

令和7年10月8日（水）までに入札者に連絡する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 4 時までに入札ししなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 7 年 10 月 9 日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和 7 年 10 月 17 日（金）以降の任意の日を終了日とすること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。又は、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え提出すること。

ただし、契約金額が 200 万円以下の契約等にあつては免除することがある。

9 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

10 無効とする入札

- (1) 前出 2 に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出 2 に掲げる一般競争入札参加資格がない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

11 落札者の決定方法

- (1) 前出 1 の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

（注）予定価格には次の費用を含む

 - ①入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ②入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

12 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 7 年 10 月 17 日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

13 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

14 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

15 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

16 その他注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団又は暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約の解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

17 入札事務担当

兵庫県立飾磨工業高等学校 事務室 黒住
〒672-8064 姫路市飾磨区細江 319
電話 079-235-1951（自動音声⑥） FAX 079-235-1952
電子メールアドレス Shikamak_hs@pref.hyogo.lg.jp